

○金谷委員長 開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、ただいまから会議を開きます。

1、請願・陳情議案の審査についてに入ります。陳情第5号、暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象品目として追加することを求めることについてを議題といたします。

発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 それでは、各会派に判断できる状況にあるか確認をしていきたいと思っております。

民主・市民連合。高見委員。

○高見委員 判断できます。

○金谷委員長 自民党・市民会議。木下委員。

○木下委員 判断できます。

○金谷委員長 公明党。室井委員。

○室井委員 判断できます。

○金谷委員長 日本共産党。小松委員。

○小松委員 判断できます。

○金谷委員長 それでは、全ての会派が判断できる状況にございますので、それぞれの御判断についてお伺いしたいと思います。

民主・市民連合。高見委員。

○高見委員 民主・市民連合といたしましては、この陳情を願意妥当と判断いたします。以下、簡単に理由を述べます。

この暗所視支援眼鏡は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会の協力を得て開発されたものであり、就労や災害時の避難など、自立支援や情報・意思疎通支援用具として、実用性が認められたものです。網膜色素変性症は、医療が進んだ今日でも完全な治療法が確立されていない指定難病の一つであり、当事者の方々にとり、その苦痛や恐怖ははかり知れないものがあると思っております。使用することで、御本人の自立支援はもとより、御家族の介助負担軽減にもつながり、目の障害を持つことで多くのことを諦めてきた方たちにとって、明るい未来が開かれることと思われまます。しかし、販売価格が40万円近くと高額であり、網膜色素変性症の方が容易に手に入れられる用具となっておりませんが、全国では、既に現在、7自治体で日常生活用具として導入が決定し、今後も拡大していくものと思われまます。また、昨年施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の第14条では、端末機器等及びこれに関する情報の入手支援推進が掲げられている上、第6条では、国に財政上の措置を義務づけています。今後、市の負担割合軽減が期待できます。

より安心して安全な日常生活を送るために有用な機器を使いたい、安価に購入できる仕組みを設けてほしいという陳情者の期待や要望にぜひ応えていくべきと考え、採択すべきものと思っております。

○金谷委員長 それでは、自民党・市民会議。木下委員。

○木下委員 市民会議としての意見を述べたいと思っております。

網膜色素変性症は指定難病の一つで、当事者の方々にとりましては、より安全で安心な日常生活を送るために有用な機器を使いたい、そのために安価で購入できる仕組みを設けてほしいといった陳情の趣旨は、十分理解をいたします。ただ、今回の陳情にある暗所視支援眼鏡は、医師が診断やデモ機の使用により有効性があると判断した場合に初めて利用できますが、製品化されてからまだ2年程度ということで、非常に新しい技術でもあり、全国的な販売実績もこれからという現状であるというお話もお伺いをしているところです。また、障害の種別や部位、程度はさまざまであり、市のほうには今回の暗所視支援眼鏡に限らず、日常生活用具給付事業に係る対象品目追加の要望が各関係団体からさまざま寄せられているともお聞きをしております。さらに、科学技術の進歩が目覚ましい現代において、今後、他の障害等に係る日常生活用具の開発も想定されるところであります。よって、市におきましては、日常生活用具給付事業について、公正性、公平性の観点も含めて、時代に合った検討、研究を進めることが必要であり、その過程において、広く市民の理解が得られるよう明確な根拠、基準をしっかりと設けていただき、その上で対象品目の追加を行うよう求めた上で、結論としては、願意妥当と判断をさせていただきたいと思っております。

○金谷委員長 それでは、公明党。室井委員。

○室井委員 今、民主連合、自民会議のほうからのお話がありました。我々としてもこの陳情を精査させていただいて、会派で議論をさせていただきましたけれども、とにかく、今、たしか、4千人から8千人に1人というふうに言われると思うんですが、そういう割合でこの病気を発症しているという実例、さらには、我々会派の中にも、身近な人でこの病気を今患っているという、この現状をお聞きし、そして日常生活が非常に厳しいという状況も聞いておりました。そういう中で、課題としては、HOYAさん1社しか、この眼鏡をつくることができないということに大きな疑念はあったにせよ、まずは、苦しんでおられる方々を救うことが、我々議員としては一番大事なことなのではないかという視点に立ち返って、市でも応分の応援をして、自己負担がないようにすべきだというふうに考えて、今回の陳情については願意妥当という判断をさせていただきました。

○金谷委員長 続きまして、日本共産党。小松委員。

○小松委員 日本共産党も、暗所視支援眼鏡を日常生活用具給付事業の対象品目に追加することを求めた陳情第5号について、願意妥当と判断をいたします。

以下、簡潔に理由を述べます。現在、指定難病に数多くのものでありまして、有効な治療法が確立されていないもとの、大きな不安とさまざまな負担のもとで生活をされている方々の御苦勞は大変なものと考えております。網膜色素変性症によって夜間の外出などの行動が大きく制限されることは、日常の生活にとってもかなりの負担を伴うものであります。技術の革新と関係団体・企業の努力によって、暗所視支援眼鏡が開発されたことは、こうした負担を余儀なくされている方々に希望をもたらすものと考えます。同時に、この眼鏡の活用を必要とする方々が、経済的負担に悩むことなく利用できるようにすることは、国の機関初め、行政機関としての役割と責任であると考えます。よって、日常生活用具給付事業の対象品目とし、必要な皆さんが1日でも早く活用できるようにすべきものと考え、願意妥当と判断いたしました。

○金谷委員長 それでは、全会一致でございますので、陳情第5号について、採択すべきものと決定することによいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○金谷委員長 それでは、採択すべきものと決定をいたしました。

本会議での委員長口頭報告案は、正副委員長に一任をお願いしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○金谷委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、2、令和2年第2回定例会提出議案についてに入ります。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算について、理事者から説明をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 本議会に提案している議案のうち、福祉保険部所管にかかわる事項について御説明申し上げます。

議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算でございます。補正予算書の5ページをごらんください。3款1項1目社会福祉総務費の生活館施設整備費につきましては、国の交付金を活用し、市民生活館の屋上防水改修等を実施するため、改修に要する経費として1千863万7千円を補正しようとするものであります。財源につきましては、国庫支出金が1千490万9千円、一般財源が372万8千円となっております。

次に、3目老人福祉費の老人福祉施設等整備推進補助金につきましては、こちらも国の交付金を活用して実施するもので、高齢者施設等における防災・減災推進のための整備を行う事業者に対し、その経費を助成するため、補助金として3千874万5千円を補正しようとするものでございます。財源につきましては、国庫支出金が3千812万2千円、一般財源が62万3千円となっております。

次に、3項1目生活保護総務費の管理事務費につきましては、生活保護法の改正により、単独での居住が困難な生活保護受給者に対する日常生活の支援を適切な支援体制が構築された日常生活支援住居施設に委託する仕組みが創設されたことに伴い、生活保護システムに委託事務費の計算等に係る機能を追加するため、改修に要する経費として99万円を補正しようとするものであります。財源につきましては、国庫支出金、一般財源ともに49万5千円となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 今定例会に提出しております議案第1号、令和2年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管にかかわる事項につきまして、補正予算書に基づき御説明申し上げます。

補正予算書の5ページをごらんください。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費のうち、ひとり親家庭等自立支援費でございます。専門的な資格取得を容易にするため、ひとり親家庭の母または父が専門学校等で1年以上修学する場合に支給する高等職業訓練促進給付金について、新規の受給者が当初見込みを上回ったことによる支給額の増に対応するため、776万8千円を補正しようとするものでございます。財源内訳は、国庫支出金が582万6千円、一般財源が194万2千円でございます。

次に、同じく3款2項1目の保育所管理事務費でございます。令和2年4月1日に国が定める公定価格が改定されたことに伴い、保育所等の給付費の算定等に使用するシステムの改修を行うため、

198万円を補正しようとするものでございます。財源内訳は、国庫支出金が13万2千円、一般財源が184万8千円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、3、報告事項についてに入ります。

令和2年第2回定例会提出議案にかかわる事項について、理事者から報告をいただきます。

福祉保険部長。

○金澤福祉保険部長 報告第2号、令和元年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告のうち、福祉保険部所管に係る事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき御説明申し上げます。

このたび、繰越明許費の繰り越しを行いましたのは、3款1項社会福祉費の障害者福祉施設等整備補助金でございます。本事業につきましては、国の補正予算を活用するため、令和2年第1回定例会において、令和元年度補正予算として議決をいただいたものでございますが、事業の完了が令和2年度となりますことから、年度内に支出の終わらなかった額を繰り越したものでございます。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 子育て支援部長。

○中村子育て支援部長 報告第3号、令和元年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告のうち、子育て支援部所管にかかわる事項につきまして、事故繰越し繰越計算書に基づき御説明申し上げます。

3款民生費、2項児童福祉費の事業のうち、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、保育所や放課後児童クラブ等におけるマスクや消毒等の購入経費への補助事業につきまして、マスク等が令和2年3月末までに納品されず、事業の一部が令和元年度内に終了しなかったことから、保育所管理事務費ほか4事業合わせまして1千409万4千839円を令和2年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○金谷委員長 発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 なければ、次に、提出議案以外の事項について、理事者から報告をいただきます。

地域保健担当部長。

○川邊保健所地域保健担当部長 旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例の改正に対する意見提出手続の実施について、御報告をいたします。

昨年9月に厚生労働省がレジオネラ症発生防止対策強化のため、公衆浴場における衛生等管理要領、公衆浴場における水質基準等に関する指針及び旅館業における衛生等管理要領を改正したことに伴い、本市においても、レジオネラ症発生防止対策について規定しております旭川市公衆浴場法施行条例及び旭川市旅館業法施行条例を改正するものです。内容は、関係する営業者に求められる施設の衛生管理に必要な措置の基準について、浴槽水の循環設備やシャワー設備等の定期的な清掃、消毒の実施等、項目の追加などを行うものです。あわせて、社会情勢を捉え、北海道では公衆浴場

法施行条例の改正を予定していることから、本市においても旭川市公衆浴場法施行条例を改正するもので、内容につきましては、混浴年齢制限を現在の12歳未満から10歳未満へ引き下げるものでございます。

意見提出手続は、令和2年6月22日から7月22日の期間に実施し、いただいた意見の取りまとめを行った後、令和2年第3回定例会へ提出を考えております。

以上、御報告申し上げます。

○金谷委員長 この件について発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようであれば、最後に、本日の事項の中で特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○金谷委員長 ないようですので、以上をもちまして、民生常任委員会を散会といたします。

---

散会 午前10時18分